

令和8年6月12日招集

市 議 会 6 月 定 例 会 議 案

(一 般 議 案)

新 発 田 市

議案番号	件名
議 第 6 号	農業委員会委員の任命について
議 第 7 号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
議 第 8 号	新発田市子ども医療費助成に関する条例の一部を改正する条例制定について
議 第 9 号	新発田市重度心身障害者医療費助成条例及び新発田市ひとり親家庭等の医療費助成に関する条例の一部を改正する条例制定について
議 第 10 号	新発田地域広域事務組合規約の変更について
議 第 11 号	契約の締結について (しばたクリーンアップいなほ監視制御設備更新工事)
議 第 12 号	契約の締結について (生涯学習センター空調機第1期改修工事)
議 第 13 号	契約の締結について (旧御免町幼稚園改修(建築)工事)
議 第 14 号	財産の取得について (新発田市消防団小型動力ポンプ付積載車)
議 第 21 号	新発田市印鑑条例の一部を改正する条例制定について

議第 6 号

農業委員会委員の任命について

次の者を新発田市農業委員会委員に任命したいので、議会の同意を求める。

令和 8 年 6 月 1 2 日提出

新発田市長 二階堂 馨

記

住 所 新発田市上石川
氏 名 中村 正人

住 所 新発田市小坂
氏 名 小池 信義

住 所 新発田市乙次
氏 名 赤塚 恵子

住 所 新発田市五十公野
氏 名 石黒 俊一

住 所 新発田市乙次
氏 名 阿部 國範

住 所 新発田市向中条
氏 名 加藤 康弘

住 所 新発田市新栄町
氏 名 武藤 直樹

住 所 新発田市湖南
氏 名 相沢 久明

住 所 新発田市二ツ堂
氏 名 加藤 雅之

住 所 新発田市上三光
氏 名 渋谷 淳

住 所 新発田市上羽津
氏 名 本間 徳英

住 所 新発田市宮古木
氏 名 星野 幸雄

住 所 新発田市新保小路
氏 名 村田 研悦

住 所 新発田市松岡
氏 名 湯淺 生夫

住 所 新発田市長島
氏 名 笠原 昭栄

住 所 新発田市則清
氏 名 小野 敏

住 所 新発田市真野原
氏 名 中野 佑一

住 所 新発田市下中山
氏 名 高橋 明美

住 所 新発田市五十公野
氏 名 若杉 智代子

議第 7 号

人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

次の者を人権擁護委員に推薦したいので、議会の意見を求める。

令和8年6月12日提出

新発田市長 二階堂 馨

記

住 所 新発田市下小中山

氏 名 井浦 貴子

議第 8 号

新発田市子ども医療費助成に関する条例の一部を改正する条例制定について

新発田市子ども医療費助成に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和8年6月12日提出

新発田市長 二階堂 馨

新発田市子ども医療費助成に関する条例の一部を改正する条例

新発田市子ども医療費助成に関する条例（平成8年新発田市条例第19号）の一部を次のように改正する。

第7条に次の1項を加える。

- 4 子ども医療費助成の対象である子どもが出生した日から満2歳に達した日以後の最初の3月末日までの間にある場合の前項第1号の適用については、同号中「530円（当該受療日に係る自己負担額が530円に満たないときは、当該自己負担額）、5回目以後の受療日については0円」とあるのは、「0円」とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和8年10月1日から施行する。

（適用区分）

- 2 この条例による改正後の新発田市子ども医療費助成に関する条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に行われた療養の給付等に係る助成について適用し、施行日前に行われた療養の給付等に係る助成については、なお従前の例による。

議第 9 号

新発田市重度心身障害者医療費助成条例及び新発田市ひとり親家庭等の医療費助成に関する条例の一部を改正する条例制定について

新発田市重度心身障害者医療費助成条例及び新発田市ひとり親家庭等の医療費助成に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和8年6月12日提出

新発田市長 二階堂 馨

新発田市重度心身障害者医療費助成条例及び新発田市ひとり親家庭等の医療費助成に関する条例の一部を改正する条例

(新発田市重度心身障害者医療費助成条例の一部改正)

第1条 新発田市重度心身障害者医療費助成条例（昭和62年新発田市条例第7号）の一部を次のように改正する。

第9条に次の1項を加える。

- 3 受給資格者が出生した日から満2歳に達した日以後の最初の3月末日までの間にある場合の第1項第1号アの適用については、同号ア中「530円」とあるのは、「0円」とする。この場合において、同項第3号及び第4号の規定は、適用しない。

(新発田市ひとり親家庭等の医療費助成に関する条例の一部改正)

第2条 新発田市ひとり親家庭等の医療費助成に関する条例（平成3年新発田市条例第10号）の一部を次のように改正する。

第5条に次の1項を加える。

- 3 受給者が出生した日から満2歳に達した日以後の最初の3月末日までの間にある場合の第1項第1号アの適用については、同号ア中「530円」とあるのは、「0円」とする。この場合において、同号イの規定は、適用しない。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和8年10月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 この条例による改正後の新発田市重度心身障害者医療費助成条例及び新発田市ひとり親家庭等の医療費助成に関する条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に行われた医療保険各法に規定する療養

に係る助成について適用し、施行日前に行われた医療保険各法に規定する療養に係る助成については、なお従前の例による。

議第 10 号

新発田地域広域事務組合同規約の変更について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 286 条第 1 項の規定により、新発田地域広域事務組合同規約の一部を次のとおり変更する。

令和 8 年 6 月 12 日提出

新発田市長 二階堂 馨

新発田地域広域事務組合同規約の一部を変更する規約

新発田地域広域事務組合同規約（昭和46年県指令地第2545号）の一部を次のように変更する。

第5条第1項中「15人」を「12人」に、「9人」を「7人」に、「4人」を「3人」に改める。

附 則

この規約は、令和9年5月1日から施行する。

議第 1 1 号

契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結するものとする。

令和 8 年 6 月 1 2 日提出

新発田市長 二階堂 馨

記

- 1 工 事 名 しばたクリーンアップいなほ監視制御設備更新
工事
- 2 契約の方法 制限付一般競争入札
- 3 契約金額 235,180,000円
- 4 契約の相手方 新発田市城北町2丁目9番29号
株式会社王紋電気
代表取締役 磯岡 洋

議第 1 2 号

契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結するものとする。

令和 8 年 6 月 1 2 日提出

新発田市長 二階堂 馨

記

- 1 工 事 名 生涯学習センター空調機第1期改修工事
- 2 契約の方法 制限付一般競争入札
- 3 契約金額 277,200,000円
- 4 契約の相手方 新発田市富塚町1丁目1番33号
新菖工業株式会社
代表取締役 渡邊 敬仁

議第 1 3 号

契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結するものとする。

令和 8 年 6 月 1 2 日提出

新発田市長 二階堂 馨

記

- 1 工 事 名 旧御免町幼稚園改修（建築）工事
- 2 契約の方法 制限付一般競争入札
- 3 契約金額 245,300,000円
- 4 契約の相手方 新発田市富塚1942番地
新発田建設株式会社
代表取締役社長 渡辺 明紀

議第 1 4 号

財産の取得について

次のとおり財産を取得するものとする。

令和 8 年 6 月 1 2 日提出

新発田市長 二階堂 馨

記

- 1 財 産 名 新発田市消防団小型動力ポンプ付積載車（3台）
- 2 契約の方法 通常型指名競争入札
- 3 契約金額 27,987,417円
- 4 契約の相手方 新発田市西園町3丁目1番25号
有限会社 オサカベ
代表取締役 長下部 眞太

議第 2 1 号

新発田市印鑑条例の一部を改正する条例制定について

新発田市印鑑条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 8 年 6 月 1 2 日提出

新発田市長 二階堂 馨

新発田市印鑑条例の一部を改正する条例

新発田市印鑑条例（平成元年新発田市条例第35号）の一部を次のように改正する。

第4条第4項第3号中「同じ。）」の次に「、特定在留カード（出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第19条の15の2第1項に規定する特定在留カードをいう。以下同じ。）又は特定特別永住者証明書（日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）第16条の2第1項に規定する特定特別永住者証明書をいう。以下同じ。）」を加える。

第13条第1項中第4号を削り、第5号を第4号とする。

第15条中「個人番号カード（」を「個人番号カード、特定在留カード若しくは特定特別永住者証明書(これらのうち)」に、「第12条の2第4項第2号ロ」を「第12条の2第4項第3号ロ」に改める。

附 則

この条例は、令和8年6月14日から施行する。ただし、第13条第1項の改正規定及び第15条の改正規定（「第12条の2第4項第2号ロ」を「第12条の2第4項第3号ロ」に改める部分に限る。）は、公布の日から施行する。